

指定管理者の評価について

1 目的

指定管理者が管理運営する公の施設について、協定に従い適正かつ確実に管理されているか、サービスの安定的で継続的な提供が可能な状態にあるか等について、期中・年度報告書やモニタリング調査により確認し、南砺市指定管理者評価委員会条例（以下「条例」という。）に基づき設置する南砺市指定管理者評価委員会（以下「委員会」という。）で評価し公表することにより、管理運営の適正化を図ることを目的とする。

2 評価方法

評価は「指定管理者モニタリングシート」を使用し、指定管理者による自己評価（セルフモニタリング）や事務局及び施設所管課による指定管理者へのヒアリング結果などを取りまとめた総合評価結果（案）について、指定管理者評価委員会で決定し公表する。

3 対象施設及び分類

（1）対象施設

次のいずれかに該当する施設を対象に実施する。

- ア．公募により指定した公の施設
- イ．単年度の指定管理料が1千万円を超える公の施設
- ウ．スキー場、温泉温浴施設、宿泊施設等の基幹施設
- エ．その他選定委員会が必要と認めた施設

（2）施設分類

施設特性や立地条件等を考慮して対象施設を分類することにより、重視する点について配慮する。

I. 地域援助型	II. 民間競合型
地域活力に寄与する施設であり、利用者拡大やサービス向上などの取組みを重視する施設	民間事業者との競合にも負けない高い収益性に繋がる運営能力や、サービス向上に対する取組みを重視する施設
III. 公共機能保守型	IV. 公共機能増進型
地域の公共機能を担保する施設であり、比較的地域住民の利用に主眼を置き、利用者からの意見を重視する施設	地域の公共機能を担保する施設であり、利用の拡大・増進を目指し、サービス向上の取組みも重視する施設

4 評価の方法

（1）個別評価

下記の評価項目について、a（優良）、b（a・c以外）、c（不良）により判定する。

- ア．管理状況

- i) 施設管理 (①施設・設備等の管理、②職員体制、③保守点検)
- ii) 法令遵守 (④許認可・資格、⑤個人情報保護)
- iii) 安全管理 (⑥災害・事故対応、⑦防犯対策)
- iv) 財務管理 (⑧料金徴収、経理処理)

イ. 運営状況

- i) 利用実績 (⑨利用状況、事業収支、利用実績)
- ii) 事業への取組 (⑩平等利用、利用拡大、⑪管理経費の縮減、⑫事業の実施、改善、⑬人事管理・接遇)
- iii) 利用者満足 (⑭利用者アンケート、⑮要望事項への対応)
- iv) 設置目的の達成 (⑯設置目的の達成)

(2) 総合評価

上記ア、イの全16項目(①～⑯)の判定結果から、下記の基準により総合的に評価を行う。
また、管理のうち、保守点検、法令遵守、安全管理を必須項目とし、1つでも未実施の項目があった場合はD評価とし、速やかな改善(改善勧告)を求める。

管理: a が8項目中6個以上 運営: a が8項目中6個以上 全体で c がない	管理: a が8項目中4個以上 運営: a が8項目中4個以上 全体で c がない	S, A, C, D 以外	c が3個以上	必須項目(保守点検、 法令遵守、安全管理)が未 実施(※)
S	A	B	C	D
優れた管理運営が行われている。	適正な管理運営が行われている。	概ね適正な管理運営が行われている(一部改善の取組が必要である)。	改善が必要である。	速やかな改善を求める。
改善勧告				

※1つでも未実施の項目があればD評価とする。

5 評価結果の報告、公表

委員会で決定した評価結果については、条例第2条第2号の規定に基づき、南砺市公の施設指定管理者選定委員会に報告するとともに、ホームページ等で広く市民及び利用者に公表する。

また、指定管理者へ通知(C評価及びD評価の場合は改善勧告も含め)することにより、公の施設におけるサービス水準を高め、市民の施設利用満足度の向上につなげる。

6 その他

貸借対照表、損益計算書等により指定管理者の経営状況を確認し、資本欠損や債務超過が見られる団体については、公の施設の管理運営にも支障をきたす可能性があることから、経営改善計画書の提出を求め、定期的に進捗を確認することとする。